

行政視察報告書

平成30年8月17日

視察委員会名	議会運営委員会		
報告書作成者	副委員長 福沢 美由紀		
出席者氏名	委員長 櫻井 清蔵 副委員長 福沢 美由紀		
	委員 森 美和子 伊藤 彦太郎		
	中村 嘉孝		
	議長 西川 憲行		
欠席者氏名	委員 尾崎 邦洋		
所管課職員氏名		随行職員氏名	渡邊 靖文・水越 いづみ

視察日	視察先	視察目的
7月30日	大阪府枚方市	(1) 通年議会について (2) 所管事務調査について (3) 議決を要する計画への議会の関与について
7月31日	徳島県小松島市	(1) 通年議会について (2) 勉強会による市への提言について (3) 議決を要する計画への議会の関与について

●大阪府枚方市

人口 402,608人 世帯数 178,788世帯（平成30年3月末現在） 面積 65.12㎡
議員定数 32人 常任委員会（4委員会：建設環境、厚生、文教、総務委員会）

■通年議会について

通年議会導入の経緯として、導入に前向きな意見が多い中、導入に伴う問題がないことを確認した上で、最終的な結論を出すこととして検討を行った結果、平成26年4月に議会基本条例を制定し、その中で通年議会について明文化し、平成27年5月から通年議会を導入した。

（1）会期

・会期を、毎年5月から翌年4月までとする。

（2）会議の位置づけ

・5月に「開会議会」、6月、9月、12月、翌3月に「定例月議会」を開催するほか、必要に応じて「緊急議会」、翌年4月に「閉会議会」を開催している。（開催しない場合は、4月30日をもって自然閉会となる。）

・閉会議会から次の開会議会までに閉会期間が生じるが、その間に緊急に会議を開催する必要がある場合は、地方自治法の規定により臨時議会を開催することができる。

（3）一事不再議の考え方

・通年議会であっても、今までと同様の運用を行う旨、規則改正による対応を行った。

（4）専決処分のあり方

・緊急時に議会を招集する時間的余裕がないことなどを理由として行うもの（地方自治法第179条）については、基本的に専決処分は行わず緊急議会で対応し、議会が指定した軽易な事項について行うもの（地方自治法第180条）については、従来どおり専決処分として議会への報告を行っているため、専決処分の件数はそれほど減少していない。

（5）スケジュールについて

・定例月議会において、次回議会のスケジュールの詳細を決定している。

（6）地震発生（平成30年6月18日）時の対応について

・議会中であつたが、執行部の地震に関する議案作成に時間を要したため、7月18日に緊急議会を開催し、補正予算（人件費やブロック塀除去に対する補助等）などの審議を行った。丁寧な審議は可能になったが、スピードを求めるのであれば、専決処分対応の方が早い。

・必要に応じて、議会災害対策連絡会議を設置し、市の災害対策本部と連携して、議員自らが迅速かつ適切な対応が図れるよう、災害発生時対応要領を平成25年4月に制定。

■所管事務調査について

常任委員会において、所管事務調査に取り組み、作成した報告書は本会議において、委員長報告を行っており、市への提言は行っていない。

■議決を要する計画への議会の関与について

現在は、総合計画の基本計画を議決事件とするとしているが、他の計画については、議決事件を拡大すべきとの意見はあるが、具体的な計画名を挙げる委員は少なく、各種計画に議会が積極的に関与する必要はないとする意見もあったことから、現段階で他の各種計画を議決事件とする予定はない。



●徳島県小松島市

人口 38,156 人 世帯数 17,079 世帯（平成 30 年 3 月末現在） 面積 45.37 ㎡

議員定数 17 人 常任委員会（4 委員会：総務、文教厚生、産業建設、予算決算委員会）

■通年議会について

通年議会導入の経緯として、平成 24 年 9 月の地方自治法改正をきっかけに、平成 25 年 3 月より、議会改革特別委員会で議論を始め、その結果、反対がほとんどなかったため、平成 25 年 9 月定例会から通年議会を導入した。地方自治法第 102 条の 2 第 1 項による通年議会を導入したのは、第 102 条第 1 項による通年議会では、毎年 1 回の首長の招集を要すること、閉会から開会までに一定の空白期間が生じ、議会の活動能力が中断されるというデメリットがあるためとのことであった。

（1）会期の始期及び定例日

・会期を、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとし、2 年目からは毎年 5 月に自動的に招集される。

・条例で定例日を定める。

（2）メリットとデメリット

・首長の招集は、実質 4 年に 1 回のみでよい。

・委員会活動の活性化につながった。

・緊急時にいつでも議会を開くことが可能である。

・議員の拘束期間が長くなった。

（3）一事不再議の考え方

・通年議会であっても、今までと同様の運用を行う旨、規則改正による対応を行った。

(4) 専決処分のあり方

・緊急時に議会を招集する時間的余裕がないことなどを理由として行うもの（地方自治法第179条）については、基本的に専決処分は行わず緊急議会で対応し、議会が指定した軽易な事項について行うもの（地方自治法第180条）については、従来どおり専決処分として議会への報告を行っているため、専決処分の件数はそれほど減少していない。

■勉強会による市への提言について

市の大きな課題がある場合、勉強会を行っている。将来的には、議会からの条例案を出すことを目的としている。

また、市議会では事務事業評価に取り組み、決算審査等において意見書を出している。

■議決を要する計画への議会の関与について

現在、総合計画の基本構想を議決事件としているが、他の各種計画については、議決事件とする予定はない。

【所感】

通年議会については、議会改革推進会議の検討課題として取り組んできたが、平成28年に、これからも検討は継続するが、直ちに通年議会は導入しないこととした。

しかし、県内でも早くから三重県、四日市市、鳥羽市が通年議会の導入され、本年6月からは鈴鹿市でも導入されたことから、改めて議会運営委員会でも通年議会について、地方自治法第102条によるものと、地方自治法改正後の第102条の2によるものとを比較しながら研究してみることにした。

今回、枚方市、小松島市の両市を視察し、委員の所感としては、通年議会は、議会の招集については明らかな違いがあるが、専決処分の件数についても予想していたほどの変化はなく、緊急を要する案件についても臨時会で対応可能であり、議会の活性化についても、現行のままで十分議会改革は進められ、委員会も活性化しているとの意見が多かった。

さらに小松島市では、議会改革特別委員会の委員で視察対応をしていただき、日頃から委員間でもよく議論されており、議会報告会や事務事業評価への積極的な取り組みについてもご教示いただくなど、大変有意義な視察となった。

